

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

第2期高知県産業振興計画

☆目指す将来像(10年後の成功イメージ)

地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県

◇5つの基本方向

- I 足下を固め、活力ある県外市場に打って出る
- II 産業間の連携を強化する
- III 足腰を強め、地力を高める
 - ・第一次産業の担い手の育成、確保
 - ・地域における産業の担い手の確保
- IV 新たな産業づくりに挑戦する
- V 産業人材を育てる
 - ・産業人材育成プログラムによる産業人材の育成

◇3つの視点

- ①「これまでの取り組みを定着、さらに成長・発展させて、より大きな動き、大きな産業を目指す」
- ②「将来に大きな可能性を秘めている分野に挑戦し、新たな産業集積の形成を目指す」
- ③「産業振興の取り組みをより地域地域に広げる」

第9次高知県職業能力開発計画の位置付け

日本一の健康長寿県構想

☆基本目標

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる県づくり

◇取り組みの3本柱

- I 県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす
 - II 県民とともに医療環境を守り育てる
 - III ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現
 - ・高齢者が安心して暮らせる地域づくり
 - ・質の高いサービスを提供するための人材育成
 - ・多様な人材の確保
- H23 福祉研修センターの設置
福祉人材センターの体制強化

第9次高知県職業能力開発計画

計画の構成

第1部 総説

第2部 職業能力開発をめぐる現状と今後の見通し

- 1. 産業を支える労働力人口
- 2. 雇用情勢
- 3. 若年者の就業動向
- 4. 農林業分野やものづくり分野における人材の動向
- 5. 介護福祉分野における人材の動向

第3部 職業能力開発の基本方向

I 個々人に応じた職業能力開発の推進

- 1. 段階に応じた効果的な能力開発
- 2. 離職者の能力開発
- 3. 特別な支援を必要とする方々の能力開発

II 高知県の産業を支える人材の育成

- 1. ものづくり分野を支える人材の育成と技術・技能の振興
- 2. 担い手を必要とする農林業分野や介護福祉分野の人材の育成

第4部 職業能力開発の基本施策

I 個々人に応じた職業能力開発の推進

II 高知県の産業を支える人材の育成

第5部 職業能力開発の推進体制

- 1. 県の推進体制
- 2. 国や民間団体などとの連携

第6部 目標設定と進捗管理

高知県教育振興基本計画

☆目指すべき人間像

- 郷土を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成
- 学ぶ目的や意義を自覚し、自ら学ぶ力をもった人間の育成

◇3つの視点

- (1) 明るい未来を担う人づくり
 - ① 心身ともに健やかで「夢」と「希望」にあふれた土佐人を育てよう
 - 子どもの「夢」や「希望」を実現するキャリア教育を推進し、子どもの学習に対する興味関心や意欲を育てます。
 - ・ 「夢」や「希望」を実現するための発達段階に応じたキャリア教育の推進
- ② 生涯を通し学ぶ喜びに満ちた教育的な風土づくりを進めよう
- ③ 高知県の強味を生かし、伸ばす取組を進めよう
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 教育の質の向上と教育環境の整備

◇県は職業能力開発促進法 第7条に基づき、雇用労働者及び求職者の職業能力の開発(職業訓練、職業能力検定、その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上)に関する基本となるべき計画を策定する。

◇県の策定する計画は、労働者の職業能力開発に関して、国の第9次職業能力開発基本計画に基づくとともに、県の経済活性化のためのトータルプランである「産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」における産業・介護福祉人材の育成の取組、「高知県教育振興基本計画」におけるキャリア教育の取組に沿ったものとする。

◇策定にあたって、県の職業能力開発審議会の答申を踏まえて策定する。

※地域主権戦略大綱を踏まえ、都道府県の計画策定は努力義務化された。(平成23年8月26日公布)

国は職業能力開発促進法 第5条に基づき、職業能力の開発(職業訓練、職業能力検定、その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上)に関する基本となるべき計画を策定する

国の第9次職業能力開発基本計画

◆基本施策

- 1. 成長が見込まれる分野・ものづくり分野における人材育成の推進
 - (1) 成長が見込まれる分野の人材育成の推進
 - (2) ものづくり分野における職業訓練の推進
- 2. 非正規労働者等に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化
 - (1) 雇用のセーフティネットとしての職業訓練の役割と機能強化
 - (2) 第2のセーフティネットの創設
 - (3) ジョブ・カード制度の普及促進

- 3. 教育訓練と連携した職業能力の評価システムの整備
- 4. 職業生涯を通じたキャリア形成の一層の推進
 - (1) 個人の主体的な能力開発の支援
 - (2) 企業による労働者の能力開発の支援
 - (3) キャリア教育の推進
- 5. 技能の振興

- 6. 特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進
 - (1) 長期失業者に対する能力開発
 - (2) 学卒未就職者に対する能力開発
 - (3) ニート等の若年者に対する能力開発
 - (4) 母子家庭の母等に対する能力開発
 - (5) 障害者に対する能力開発
- 7. 職業能力開発分野の国際協力の推進
- 8. 我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能の強化